

赤堀中学校いじめ防止基本方針



伊勢崎市立赤堀中学校

いじめ防止基本方針

日本各地で発生し、深刻な状態に陥っている「いじめ」。そのいじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込みながら対応していくことが必要になっています。

深刻化しているいじめ問題に対して、平成 25 年 9 月には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、さらに国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。それを受けて、同年 12 月に「群馬県いじめ防止基本方針」が示されました。

そこで赤堀中学校では、いじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「赤堀中学校いじめ防止基本方針」を示し、学校長のリーダーシップのもと、全教職員でいじめ防止に取り組んでいきます。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

1 いじめ防止対策の基本理念

- 全ての生徒が目標をもち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
 - いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
 - いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- 以上の市の理念を受け、赤堀中学校では、次のように具現化する。

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) いじめられた生徒の心や体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解し、言動できるようにする。
- (3) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- (4) 生徒が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動が進められるよう、生徒を主体とした活動の場を設定する。
- (5) いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、関係機関等と連携し解決にあたる。
- (7) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめの認識

- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
 - いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- また、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめは、人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない学校」にする。

II いじめ防止に向けた取組

1 いじめの未然防止

(1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- 「赤堀中学校いじめ防止基本方針」を共通理解し、温かい人間関係を基盤とした学校生活を送れるよう、教職員及び全校生徒が協力し合って、いじめのない学校を創りあげていくことを確認する。
- 生徒会を中核とした生徒主体の「いじめ防止」に係る活動を推進する。また、各学級で「いじめ防止」に向け自分たちができることを話し合い、生徒の実践的な活動に結びつける。

- 赤堀中学校区「子ども未来会議」での話し合いを通して、中学校での活動に反映させ、深化・発展させる。

- 道徳科や総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通して「自他を大切にすること」、「命を大切にすること」等を含め、人権に関する指導を充実させる。
また、生徒に、「いじめは絶対に許されないことである」という認識の定着や、「インターネットを利用したいじめ問題」についても、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

- 担任は、生徒に受容的、共感的に接し、一人一人のよさが発揮され、互いに認め合える学級経営に努める。特に、学級のルールや規範、正しい言葉遣いがきちんと守られる指導を行う。また、生徒の実態や状況を、質問紙調査や日常の観察、欠席・遅刻状況等で把握する。

(2) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐむ教育活動の推進

○生徒一人一人が活躍できる学習活動の充実

「楽しい授業」や「よく分かる授業」を心がけ、生徒一人一人が活躍し、学び合える学習環境をつくる。特に、学習内容の基礎・基本を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力などの能力を伸長し、確かな学力の向上に努める。生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる共感的理解と『指導・寄り添い・支え』を基盤とした学年・学級経営を推進し、基本的な生活習慣の定着と好ましい人間関係の醸成に努める。

○生徒の主体的な活動への支援

生徒の自発的・自治的な実践活動を通して、協力して実践できた喜びや周りへ寄与している充実感等を体験させるとともに、いじめを考え、自ら改善に向けた活動が進められるようにする。また、「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という認識に立ち、以下の教育活動の充実を図る。

- ・生徒集会や各種集会の運営、生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学习プリントの工夫

○人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等の時間を活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、いろいろな友だちがいる学級の中に自分が存在することを実感させる。友だちとの折り合いを通して自尊感情と信頼感が生まれ、明るく楽しい学校生活を送ることができることに気付かせる。

また、必要に応じて、人との関わり方を身に付けさせるため、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の人間関係づくりエクササイズを導入する。

○安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

各教科・領域の年間指導計画において、思考力、判断力、表現力を育成する項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める指導内容や指導方法を工夫する。また、道徳科や学級活動の時間に、いじめを題材として取り上げ、思いやりや生命尊重、人権の大切さを、子ども自身に気付かせる授業を行う。

○人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる班活動や相互交流等の工夫を行い、豊かな心の育成とコミュニケーション能力の育成を進める。また、学校行事や生徒会活動、各教科、総合的な学習の時間及び道徳科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。また、地域の多様な人とのかかわりやキャリア教育の推進を図り、自己の生き方や夢や希望の実現に向けた取組を行う。

2 いじめの早期発見のための手立て

(1) 日々の観察

○「いじめは、どの子にも、どの学級においても起こり得る」ものであるという基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けておく。そのために、各種研修会や協議会、講演会での伝達講習等を開催する。

(2) 観察の視点と対応

○学級内の人間関係やグループ形成を注意深く把握し、言動や力関係に着目し、気になる言動については、適切に対応する。

○「遅刻や欠席が増える」「グループ活動で一人になっている」「机を離されている」「元気がない」「学習意欲が下がっている」「担任のそばにすることが多い」「服や靴が汚れている」「持ち物が隠される」等、様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には、学年会や生徒指導部会の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を観察し、見守る。

○生徒の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「いじめ防止推進委員会」や教育相談活動で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

いじめ実態調査アンケート(生活アンケート)

実施概要：月1回、月の半ば及び週の半ばに実施する。

その日のうちに、アンケートに担任が目を通す。

緊急事案が書かれている場合

緊急事案ではない内容が書かれている場合

学年生徒指導担当・学年主任及び生徒指導主事に報告し、その日のうちに生徒本人から事情を聞くなど対処する。
また、管理職に報告・連絡・相談を行い、保護者にも連絡をする。

担任が声かけをその日のうちに行い、様子を聞く。
アンケートに対応を記入し、各学年生徒指導担当へ提出。各学年生徒指導担当はコピーを取り、生徒指導主事へ提出。生徒指導主事は、ファイルにまとめ、全職員が閲覧できる状態にしておく。
次週の生徒指導委員会で学年ごとに、書かれていた内容について報告する。

○年2回実施する「学校評価アンケート(生徒向け)

(4) 相談しやすい環境づくり

○本人からの訴え

・心身の安全を保証する(日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と教師の姿勢を伝えるとともに、態度で示す)。

・事実関係や気持ちに傾聴する。

○周りの生徒からの訴え

・「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

・いじめを伝えたことにより、その生徒への新たないじめが発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○保護者からの訴え

・わが子の変化やいじめ等に気付いたときに、躊躇することなく学校や担任に連絡ができるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

・問題が起きていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスであり、日頃から生徒のよいところ、気になるところ等、学校での生活の様子を伝えておく。

III いじめへの対処の方針

1 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員でその対応について協議し、的確な役割分担やチームとして対応し、いじめ問題の解決にあたる。特に、情報収集を綿密に行い、確実な事実確認の上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え行動する。また、いじめている側の生徒に対しては、いじめている行為について毅然とした態度で指導にあたる。

重大事態が発生した場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報のキャッチ

②正確な実態把握(事実確認と情報の共有)

③指導体制・方針の決定

④生徒への指導・支援とともに、保護者との連携

⑤今後の対応の共有

⑥重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、警察へ通報する。

また、「赤堀中学校いじめ問題調査委員会」を招集する。

(2) いじめ発見時の緊急対応(いじめられている生徒を守り通す)

○いじめられている生徒に対して

・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで生徒の心の安定を図る。

・「最後まで守り抜くこと」と「秘密を守ること」を伝える。

・必ず解決できることを伝える。

・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

・いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや相談員、教育相談担当教諭、養護教諭等と連携をとりながら、指導支援を行っていく。

○いじめられている生徒の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
- ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

○いじめている生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、いじめを行った行為に対して毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめが人として許されない行為である」ことや「いじめられる側の気持ち」を認識させる。
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

○いじめている生徒の保護者に対して

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、行った行為について、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、親としての今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

○まわりの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめに気付いて訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

○継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行っていく。
- ・教育相談、日記、生活ノート等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
- ・いじめられた生徒のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒・いじめた生徒に、スクールカウンセラーや相談員等、関係機関の活用を含め、双方の心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組んでいくべきことを洗い出し、その具体的な実践計画を立て、いじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

○家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 常設の組織

①「生徒指導委員会」(「いじめ防止推進委員会」を兼ねる)

	生徒指導委員会	いじめ防止推進委員会
構成員	学校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当、養護教諭	生徒指導委員会メンバー
運営	毎週金曜日の4校時	月1回(生活アンケートを取った翌週の金曜日)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導全般についての協議 ・問題傾向を有する生徒の現状や指導についての情報交換や共通行動(指導・支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止」に関する諸資料の提示・解説を通して、教職員への啓発を行う。 ・「赤堀中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ発生時における対応マニュアル」を全職員で確認する。 ・「生活アンケート」、「学校評価」の結果を分析し、実態把握に基づいた「いじめの未然防止」の指導及び指導体制について点検・評価を行う。 ・必要に応じて、生徒指導委員会で「いじめの未然防止」や啓発についての提案を行う。 ・毎月月末の会議において、その月に起こった生徒間トラブルが「いじめ」に該当するか否かを判断し、共通理解を図る。

②「いじめ対策委員会」

	いじめ対策委員会	関係機関
構成員	校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該学年主任、教育相談主任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・子育て支援課 ・児童相談所
運営	いじめ事例が発生した時点で招集される。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 実態把握 </div>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題解決に向け、実効的な取組を開始する。 ・いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取、対応方針の決定、保護者対応等を組織的に進める。 ・いじめが解決した時点で解散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取 ・アンケート など ・警察 ・医療機関 など

IV 重大事案への対応(いじめ防止対策推進法第28条規定による)

重大事案に対する主なポイント

以下に示す重大事態と同種の事態発生防止に資するために、いじめ対策委員会を母体とし、市教育委員会と密接に連携しながら、適切に対応するために、速やかに学校下に組織を設け、質問票を使用、その他の適切な方法により当該重大事案に係る事実関係を明確に調査を行う。

(1) 重大事案と同種の事態の定義

① いじめにより学校に在籍する生徒が以下のような、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより学校に在籍する生徒が相当期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事案等に対する具体的な対応

① 速やかに学校下(または市教育委員会)に次の組織を設置

○ 学校と市教委で協議した結果、重大事案であると判断したときは、速やかに学校下(または市教育委員会)に、弁護士や精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない者(第三者)で構成した組織を立ち上げ、緊密に対応する。

② 重大事案等の報告と対応

- 学校長は、重大事案が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。
- 学校が調査を行う場合は、市教育委員会と連携し、必要な指導及び支援の下、その事案の調査を行う対象や方法等を協議する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ア いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。ただし、いじめられた生徒や情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
 - イ 調査による事実関係の正確な確認とともに、いじめられた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ア 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - イ 生徒の自殺という事態が起こった場合は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月改訂)を参考にする。

④ 調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等、その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に適時、適切な方法で説明する。
- 情報の提供については、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならないようにする。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒、またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置があることを留意する。
- 学校が調査を行う場合には、市教育委員会と緊密に連携し、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導支援を受けて対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した外部組織

①「赤堀中学校いじめ問題調査委員会」

	学校	地域・家庭	外部機関	関係機関
構成員	校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー	学校評議員代表、PTA会長、主任児童委員	児童家庭課職員、児童相談所関係職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・子育て支援課 ・児童相談所 ・警察 ・医療機関 など
運営	重大事態が発生した時に招集される。			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・早期解決及び全体的な指導体制を進めるための外部組織として、「赤堀中学いじめ問題調査委員会」を設置する。 ・校長は市教育委員会に報告し、方針を共有した後、「赤堀中学校いじめ問題調査委員会」の開催を各委員に依頼する。 			